



国指定鳥獣保護区の変更等について （屋我地・仙台海浜）

令和8年9月15日
自然環境局野生生物課

国指定鳥獣保護区について（制度概要）

国指定鳥獣保護区について

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 環境大臣が、鳥獣の保護のため重要と認める区域を国指定鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟を禁止。特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区 分	制 度 の 概 要	規 制 の 概 要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。 環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域については、 <u>国指定鳥獣保護区</u> に指定。	・ 狩猟を禁止	20年以内 存続期間の <u>更新</u> が可能
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。	【要許可行為】 ・ 工作物の新築等 ・ 水面の埋立、干拓 ・ 木竹の伐採 等	鳥獣保護区の存続期間 の範囲内で <u>指定</u>

2. 指定区分及び指定基準

(1)大規模生息地 浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2)集団渡来地 (屋我地、仙台海浜など 35箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。 ※集団渡来地の保全は、絶滅危惧種に限らず渡りをする鳥類の種の存続にとって重要。

(3)集団繁殖地 天売島（ウミガラス等）、枇榔島（カンムリウミスズメ等）など 18箇所

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地等に設定。

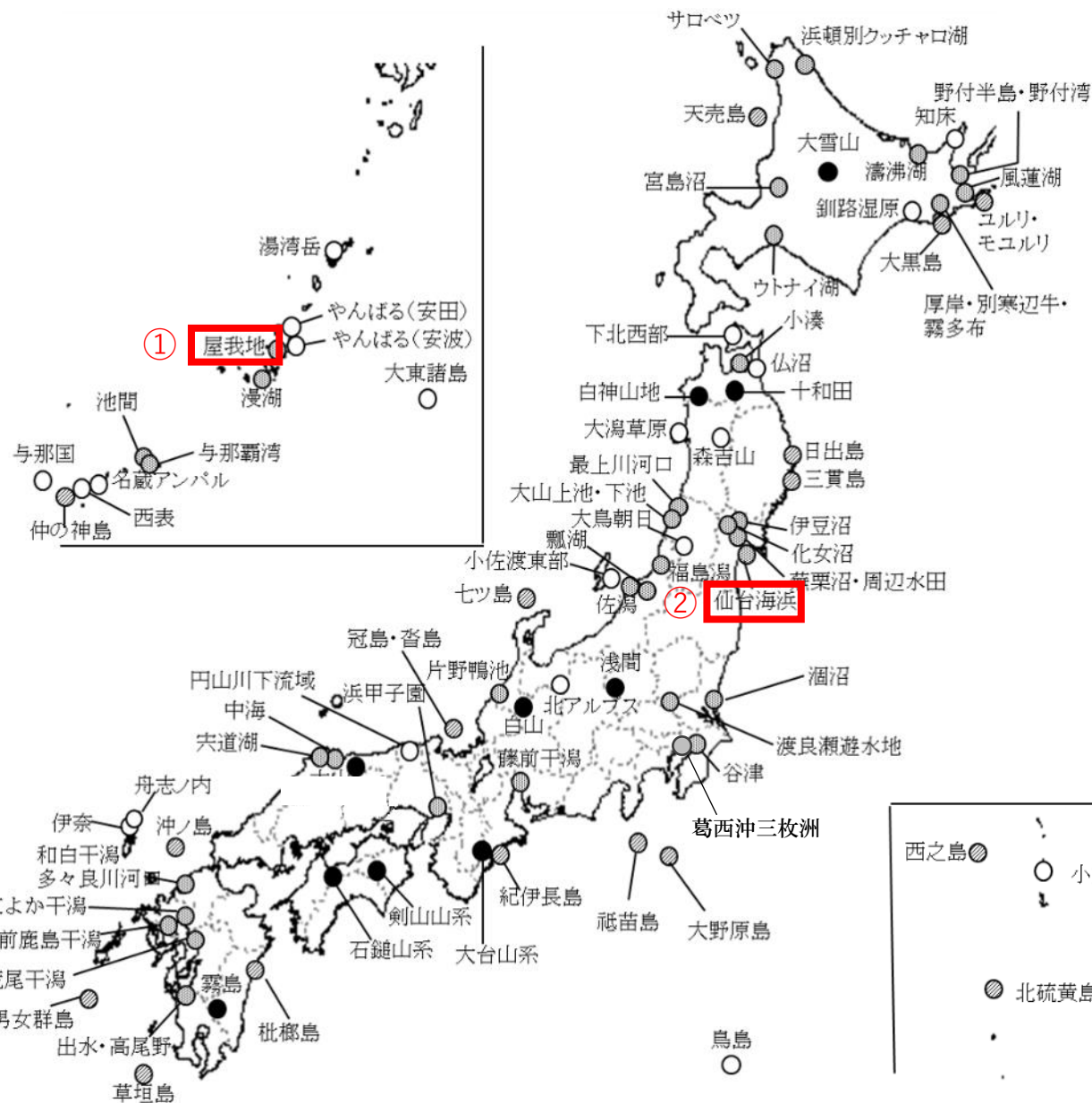
(4)希少鳥獣生息地 湯湾岳（アマミヤマシギ等）、鳥島（アホウドリ）など 21箇所

環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

（「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」より）

**今回諮問する
国指定鳥獣保護区・特別保護地区**

諮問対象の国指定鳥獣保護区



- ❑ : 諮問の対象
- ①屋我地鳥獣保護区
 - ②仙台海浜鳥獣保護区

国指定鳥獣保護区 85箇所
特別保護地区 71箇所
特別保護指定区域 2箇所

国指定屋我地鳥獸保護区

国指定屋我地鳥獣保護区及び特別保護地区の概要

● 指定区分

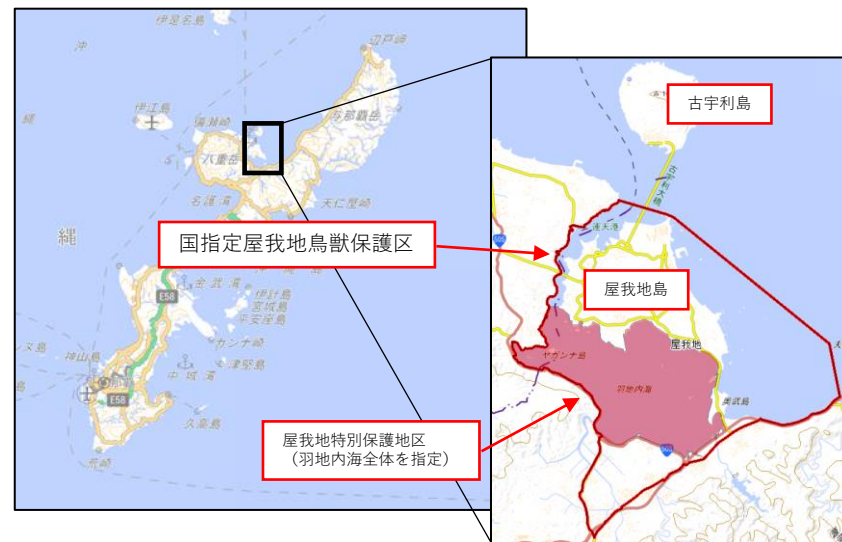
- ・ 集団渡来地の保護区

● 当初指定

- ・ 昭和51年11月1日

● 自然環境の概要

- ・ 鳥獣保護区の2/3、特別保護地区のほぼ全ては海域（羽地内海）。
- ・ 陸域周辺の浅海域は干潟が発達、沿岸域にはマングローブ林が、陸域には畑、森林及び草地が見られるなど、多様な自然環境が存在。
- ・ 屋我地島周辺海域には多数の岩礁が存在。



屋我地島周辺の岩礁

写真：やんばる自然保護官事務所



羽地内海の干潟

写真：やんばる自然保護官事務所

国指定屋我地鳥獣保護区及び特別保護地区の概要

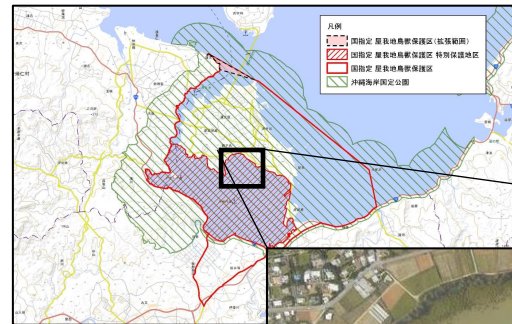
● 集団渡来する主な鳥類

ベニアジサシ (VU) 、エリグロアジサシ (VU)
シギ・チドリ類



ベニアジサシ (頭部黒)
エリグロアジサシ (頭部白)

写真：やんばる自然保護官事務所



シギ・チドリ類は
採餌・休息のために
干潟を利用

アジサシ類は
繁殖・休息のために
岩礁を利用

保護管理方針にもとづく管理状況

● 管理状況

➤ 岩礁への上陸防止

- ・ レジャー利用者等によるアジサシ類繁殖期の岩礁への上陸を防ぐため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した周知啓発活動等を実施。
- ・ 立入禁止ロープ及び看板の設置。
- ・ 国指定鳥獣保護区管理員（2名）による巡視、学校や地域住民への周知啓発活動。
- ・ 長年に渡る活動により、岩礁への上陸や接近は低減されている。

➤ 鳥類のモニタリング

- ・ アジサシ類については環境省の事業により毎年の繁殖状況を調査（平成13年度～）。
- ・ 国指定鳥獣保護区管理員によるモニタリング。
- ・ モニタリングサイト1000（シギ・チドリ類）調査サイト

● 鳥類の生息状況

- ・ エリグロアジサシ、ベニアジサシについて、確認個体数・営巣数ともに長期的に減少傾向。（確認個体数、営巣数が減少している理由は不明。）
- ・ ただし国内における両種の確認個体数を考慮(※)すると、屋我地鳥獣保護区の生息地は両種の集団渡来地、繁殖地として重要であることは変わらない。

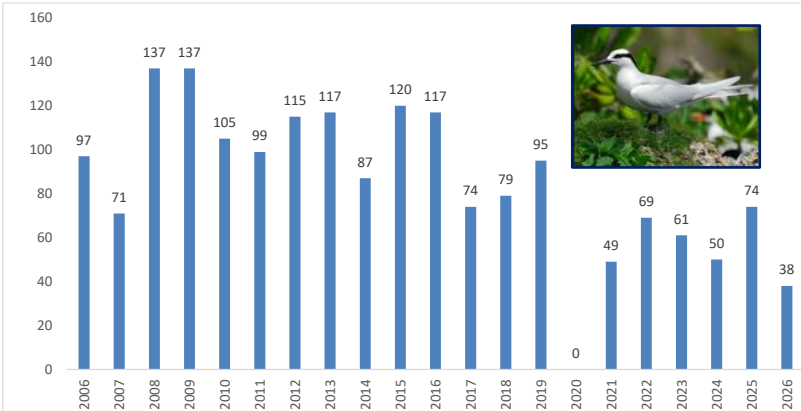
※エリグロアジサシ：2024年度調査の成鳥個体数は954羽(＊)。 2024年～2026年は屋我地鳥獣保護区に38～74羽が渡来。

ベニアジサシ：2024年度調査の成鳥個体数は3,608羽(＊)。 2024年～2026年は屋我地鳥獣保護区に58～479羽が渡来。

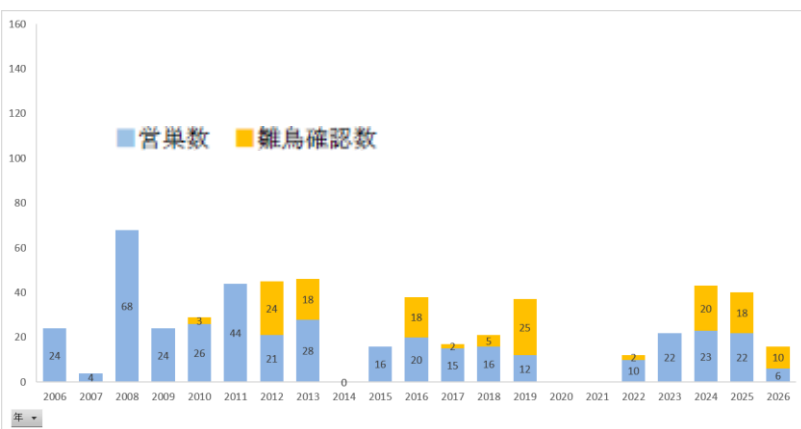
＊環境省編第5次レッドデータブックより。

● 集団渡来する鳥類の生息環境、生息状況の変化

○エリグロアジサシ

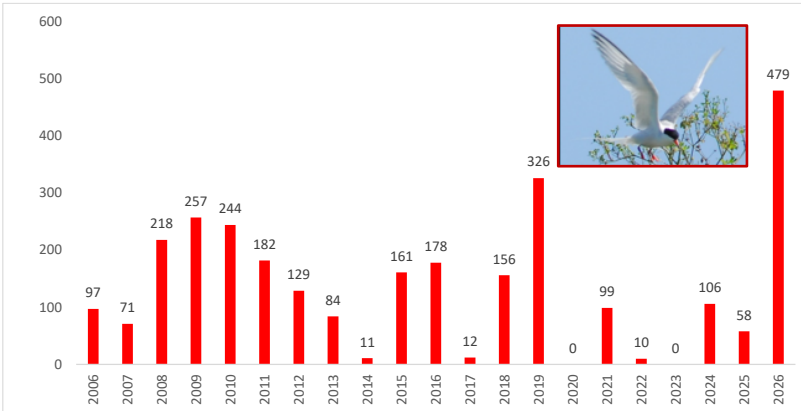


図：確認個体数（7月）

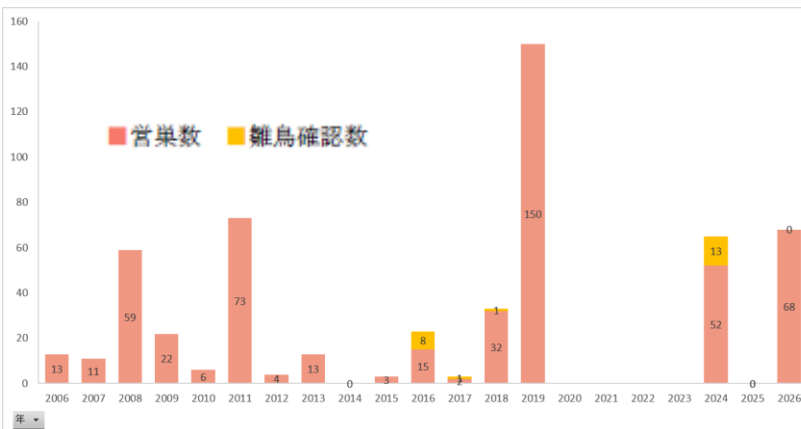


図：営巣数（7月）

○ベニアジサシ



図：確認個体数（7月）



図：営巣数（7月）

※「令和7年度アジサシ繁殖状況調査（屋我地鳥獣保護区）実施結果報告書」（沖縄奄美自然環境事務所）及び、令和8年度アジサシ繁殖状況調査結果より作成。
（令和8年度分は暫定値）

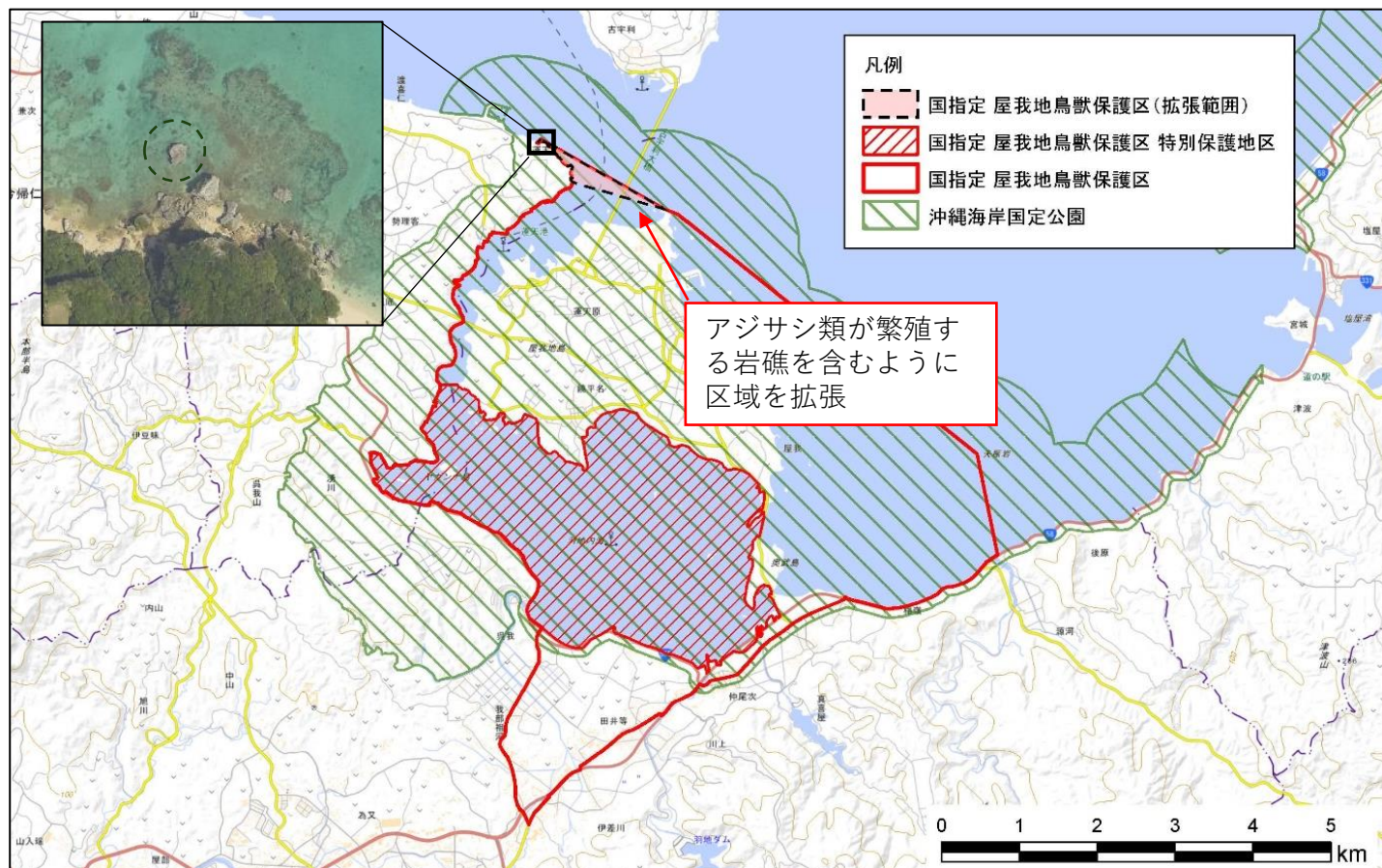
国指定屋我地鳥獣保護区の変更 屋我地特別保護地区の指定

屋我地鳥獣保護区 区域の拡張 (3,272ha→3,294ha)

屋我地特別保護地区 指定 (990ha 現状から区域変更なし)

● 変更の概要

- ・近年エリグロアジサシ、ベニアジサシの繁殖が確認されている岩礁を含むように鳥獣保護区を拡張。



※意見照会及び公聴会（7月30日開催）の結果、反対意見なし。

国指定仙台海浜鳥獣保護区

国指定仙台海浜鳥獣保護区の概要

● 指定区分

・ 集団渡来地の保護区

● 当初指定

・ 昭和62年4月1日

● 自然環境の概要

- ・ 区域は主に海浜及び海域。複数の流入河川が存在（七北田川、名取川等）し、海岸線に沿って貞山堀（運河）が存在。
- ・ 砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林が調和した美しい景観を持った地域。
- ・ 特別保護地区は干潟が主。区域内又は付近に河口や運河が存在。



蒲生特別保護地区

写真：東北環境局



広浦特別保護地区（指定予定）¹⁴

写真：東北環境局

国指定仙台海浜鳥獣保護区の概要

● 集団渡来する主な鳥類

- ・ コクガン（VU、冬鳥として主に11月～2月に飛来）
→仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区とその沖合の海域を越冬地として利用。
休息や淡水を飲むため同特別保護地区内の七北田川河口域を利用。
- ・ シギ・チドリ類（ハマシギ(VU)、シロチドリ（VU）ほか）
→干潟や海浜を主に利用。井土浦特別保護地区と広浦特別保護地区で干潟の出現に時差があることから、採餌のため相互に往来する様子が確認されている。



コクガン

写真：東北環境局



ハマシギ

写真：東北環境局

● 管理状況

➤ 一般利用者との調整

- ・特に一般利用者が多い蒲生干潟については、関係行政機関や民間団体と協働し、利用ルールを作成・周知。
- ・コクガンが渡来する11～3月の河口域への立入り配慮、シギ・チドリ類が渡来する3～5月及び8～10月の干潟の立入り配慮などを周知している。

➤ 鳥類のモニタリング

- ・コクガンの飛来状況については、環境省事業により定期的に調査。
- ・アクティブレングジャー及び国指定鳥獣保護区管理員によるモニタリング。
- ・モニタリングサイト1000調査サイト（蒲生干潟はガンカモ類とシギ・チドリ類の調査サイト、広浦はシギ・チドリ類の調査サイト）



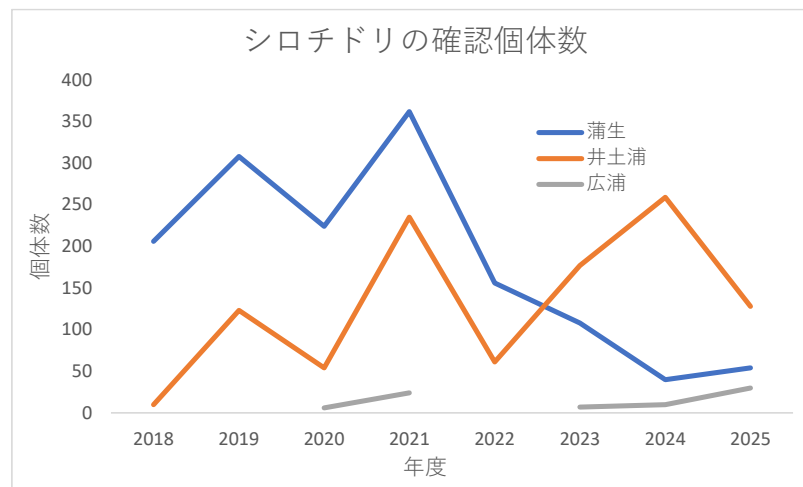
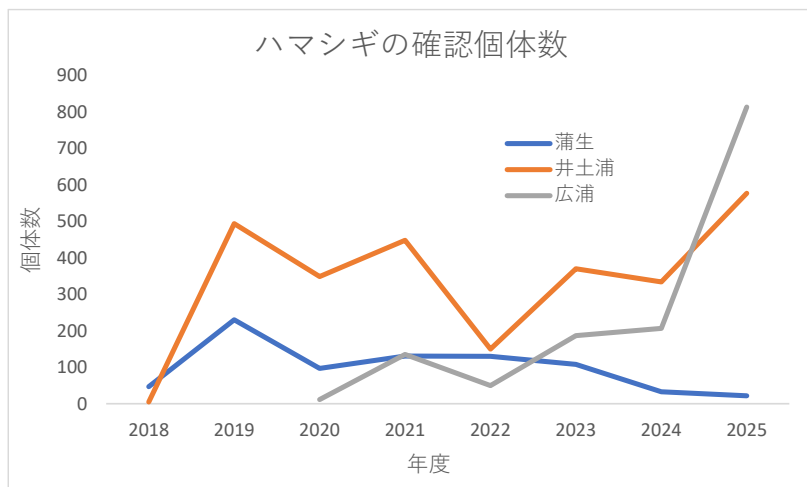
写真：利用ルール周知のための看板（蒲生特別保護地区周辺）

● 集団渡来する鳥類の生息状況



● 概要

- ・コクガンについては、蒲生特別保護地区を利用している。個体数は増加傾向。
- ・シギ・チドリ類は、仙台海浜鳥獣保護区内及び「鳥の海」（県指定鳥獣保護区）など周辺的环境を広く移動しながら滞在しており、グラフの個体数は目安であることに留意が必要。
- ・上記の留意点はあるものの、広浦特別保護地区においても、ハマシギは蒲生特別保護地区及び井土浦特別保護地区と同等以上に利用している傾向が認められる。



国指定仙台海浜鳥獣保護区の変更内容

仙台海浜鳥獣保護区 区域の変更 (7,596ha→10,834ha)

● 変更の概要

- ・ 東日本大震災後の土地利用に合わせた区域の見直し（道路の線形変更、堤防の位置変更等）。
- ・ シギ・チドリ類が集団渡来する広浦及び沿岸域・沿岸海域を鳥獣保護区に追加。



※意見照会及び公聴会（7月30日開催）の結果、反対意見なし。

国指定仙台海浜鳥獣保護区の変更内容

